

保護者各位

寒川町学び育成部保育幼稚園課長

現況届等の提出について

子ども子育て支援法により、継続的に要件を満たしているかを確認するため、書類の提出を依頼します。
提出がない場合は法律に基づき、認定を取り消すこともございますので、必ず期日までに必要書類のご提出をお願いします。

1. 提出期限

令和 6 年 7 月 5 日 (金) 17時 ※厳守

※ 上記期日までに提出ができない場合は、町役場保育幼稚園課にご連絡ください。

2. 提出書類・提出対象者

※ きょうだいで入所している場合は(幼稚園等含む)、コピーし、人数分ご提出ください。

提出書類 (令和6年4月以降の入所児童は、変更がない場合は提出不要)

◆ 現況届・・・障害者手帳等をお持ちの場合は、写しを必ず添付してください。
(保育料や副食費が変更になる場合があります。)

◆ 保育の要件を証明する書類・・・①入所児童の父・母 ②事実婚等(交際含む)の同居人等

- 就労・・・就労証明書 (自営の方は添付書類も併せてご提出ください)
- 育児休業・・・就労証明書 (以前に育児休業取得証明書をご提出済の方は期間等に変更がなければ提出不要)
- 疾病・・・診断書、手帳や受給者証
- 介護・・・介護申立書 (添付書類も併せてご提出ください)
- 就学・・・就学証明書 (添付書類も併せてご提出ください)

※必要書類の詳細は裏面をご参照ください。

※必要書類は次のURLまたは二次元コードからも取得できます。



町HPページID番号: 17801

<https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/manabi/hoikuyochien/hoikuyochien/info/hoikujyoutiennado/hoikujonado/17801.html>

3. 提出場所

- ①. 通所している保育所等 (提出期限後は②町役場 保育幼稚園課にご提出ください。)
- ②. 町役場 保育幼稚園課 土・日・祝日を除く、8時30分から17時00分まで
(※郵送可。ただし、郵送の場合は必ず事前にご連絡ください。)
- ③. マイナポータルのぴったりサービスから電子申請 (別紙参照)

4. 証明すべき期間

令和 5 年 11 月から 令和 6 年 4 月末までの6か月間

※1. 上記期間途中で転職した場合は、**転職前の勤務先**および**現在の勤務先**の証明が必要です。
転職前の勤務先に就労証明書の記載をしてもらえない場合は、就労日数を証明できるものを提出してください。(給料明細書や出勤の記録など)

※2. 感染症等により、本来の就労日数を満たしていない月に関しましては、その旨を備考欄に記載してもらってください。

5. 添付書類

【就労(自営業)の場合】

就労証明書

自営業・内職などの人 ※下記の表から1点以上、直近3か月分を提出してください(コピー可)
※家族・親族が経営する会社にお勤めの場合は給料明細等(3か月分)の添付をお願いします。

自営中心者	
<input type="checkbox"/>	仕入伝票
<input type="checkbox"/>	商品等販売代金の請求書・領収書
<input type="checkbox"/>	請負契約書
<input type="checkbox"/>	給与明細書・報酬の記録
<input type="checkbox"/>	貸金台帳
<input type="checkbox"/>	通勤記録
<input type="checkbox"/>	出勤の記録(タイムカード等) など

自営協力者	
<input type="checkbox"/>	給与明細書・報酬の記録
<input type="checkbox"/>	貸金台帳
<input type="checkbox"/>	出勤の記録(タイムカード等)
<input type="checkbox"/>	通勤記録
	など

【妊娠・出産・育児休業など】

就労証明書 ※産後休暇中または育児休業取得中の人。

(既に育児休業取得証明書を提出済で、期間の延長等変更がない場合は提出不要です。その旨を町役場保育幼稚園課にご連絡ください。)

出産予定がある人は、出産連絡票&出産予定日が分かるもの(母子手帳の写しなど)をご提出ください。

新たに育児休業を取得する場合は、認定切替のために「給付認定申請書」の提出が必要となりますので、町役場保育幼稚園課に提出してください。

※育児休業での入所期間は、原則、育児休業取得対象児童が満1歳になる日の属する月末までです。
(ただし、満1歳になる月以降、継続して保育所の入所が保留となっている場合は満1歳6か月となる月末までとなります。)

【疾病および障がいなどによる入所の場合】

診断書(発行日が1か月未満のもので、保育が出来ないことが分かる内容のもの)

または、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの写し

標準時間での保育が必要な場合は、その旨が記載された診断書等第三者発行の書類をご提出ください。

【介護による入所の場合】

介護申立書 ※同居の家族を介護または看護している人

要介護者の診断書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの写しや
介護の状況がわかる書類を併せてご提出ください。

【就学による入所の場合】

就学証明書 ※就労につながる学校(職業訓練校など)に通学している人

学生証等の在学を証明する書類も併せてご提出ください。

書類が必要な場合は、寒川町ホームページ(ID番号:17801)からダウンロードいただくか、
または、各町内保育所等事務室や町役場保育幼稚園課窓口でお受け取りください。

ご不明な点等は、寒川町役場保育幼稚園課(74-1111)までお問い合わせください。

マイナポータル(※政府が運営しているマイナンバーを利用したオンラインサービス)を活用した「ぴったりサービス」により、現況届の提出ができるようになりました。

手続きに必要なもの

1. マイナンバーカード
2. パソコン端末またはスマートフォン端末
3. ICカードリーダーライター(パソコン端末で手続きされる方のみ)
(スマートフォン端末から手続きされる方は、ICカードリーダーライターの用意は不要です。)

手続きの方法

①マイナポータルにログインし、『さがす』を選択



②カテゴリから検索の中の『子育て』を選択



③検索結果の中から『保育施設等の現況届』を選択



④『申請する』を選択後、申請者情報や現況届の必要事項を入力し、保護者の保育の要件を証明する書類を添付し、申請してください。

- ※添付書類は、エクセルファイルを添付するか、書類を撮影した写真を添付してください。
- ※PDFファイル形式では上手く添付されないことがありますので、必ずエクセルファイル形式のまま添付してください。
- ※写真による添付の場合、解像度等により内容の確認ができなかった際は原本の提出を依頼することがあります。

